令和４年 12 月 14 日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金
【令和２年度及び令和３年（令和２年度からの繰越分）】の
精算交付申請（差額補填申請）の期限について
～該当する医療機関には厚生労働省よりメール送付～

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記に関し、日本医師会より通知がありましたので、情報提供いたします。

同通知は、**令和２年度及び令和３年（令和２年度からの繰越分）「インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金」を申請した医療機関のうち、**事業実績報告書に基づく事業費が交付額確定通知書の金額を上回っていることから、**精算交付申請（差額補填申請）の対象になり得る機関に対し、メールにて再度精算交付申請ご提出の案内の連絡がなされた旨、**情報提供するものです。

申請の提出期限は令和4年12月23日（金）厳守となっており、期限までに精算交付申請書の提出が無い場合、差額分の補助金が交付されないおそれがあるとのことです。

なお、申請書の提出に際し、メールでの対応が難しい場合には、厚生労働省に連絡の上、紙媒体でも提出が可能とのことです。

貴会におかれましてもご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

●問い合わせ先（厚生労働省）

厚生労働省結核感染症課電話番号：０３－５２５３－１１１１（代）
（受付時間は平日９：３０～１８：１５）

大阪府医師会・地域医療１課（06-6763-7012）